

一般社団法人 日本神経学会 委員会に関する細則

平成23年5月17日制定

(適用)

第1条 この細則は、一般社団法人日本神経学会(以下、当法人という)の定款第26条に基づき設置する委員会の構成および運営に必要な事項を定める。

(設置)

第2条 当法人が企画する各種事業を円滑に運営するために、理事会の議を経て委員会を設置する。

(権限)

第3条 委員会は、理事会の決定に従い会務を執行するほか、代表理事の諮問に応じて会務に関する事項を審議し、代表理事に答申する。

(種類)

第4条 委員会は、常置委員会および特別委員会に区分する。

2 特別委員会は、当法人の運営にあたり特に重要な事項の審議に限って設置するもので、設置期間は2年を限度とする。ただし、2年を越えて設置する必要がある場合または設置期間を延長する必要がある場合は、理事会の議を経て設置期間を定めるものとする。

(構成)

第5条 委員会の構成は、委員長および委員若干名とし、必要に応じて副委員長を置くことができる。

2 常置委員会および特別委員会の委員長には、原則として理事をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長の指示により委員長の職務を代理する。

(委員長および委員の委嘱)

第6条 委員長は、理事会の議を経て、代表理事がこれを委嘱する。

2 委員は、代表理事と委員長が推薦し、理事会の議を経て、代表理事がこれを委嘱する。

3 委員は、原則として理事ならびに代議員より選任する。ただし、任務遂行に必要な場合には、代議員以外の正会員および外部の有識者を選任することができる。

(任期)

第7条 委員長および委員の任期は、2年とする。ただし、これにより難しい場合は、理事会が別に定めることができる。

2 前項の委員長および委員の任期は、再任を妨げない。ただし、委員長の任期は、原則として2期4年までとする。

(小委員会)

第8条 委員会は、その職務を分担する専門部会として、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の構成、委員長および委員の選任、任期および会議の運営については、第5条から第9条の規定を準用する。

(会議)

第9条 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決する。

(テレビ会議等)

第10条 委員長は、テレビ会議、電話会議システム、電子メールなどインターネットを活用したシステムを利用して会議を開催することができる。会議成立および議決の要件は、前条第1項及び第2項の規定を準用する。

(報告)

第11条 委員会および小委員会の委員長は、審議内容および活動状況を理事会に報告しなければならない。

(特例)

第12条 この細則の規定により運営し難い委員会については、理事会はその委員会に関する運営規則を別に定めることができる。

(経費)

第13条 委員会の活動にかかる諸経費は、当法人が負担する。委員は、無報酬とする。

(細則の変更)

第14条 この細則の変更は、理事会の議を経て、社員総会で承認を要する。

附則

この細則は、平成23年5月18日から施行する。